

宋詩說

全

8 9 140 1 2 3 4 5 6 7 8 9 150 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

卷之三

卷之三

原氏物語之内秘事ナキテ除目錄事

一源氏服有無事

一侍童着指貫事

一大將からの隨身事

一孫の子ニシテ事

一ノモリしはせぬ事

一ぬくさき事

一わう君のまこと

がありま
一をすとあしの事 一ね鳥めくまつ
もねつき
一ちゆゆの事 一ひづらひの事
ちゆゆの事 一ひづらひの事
一行いよもうの事 一外よ ひづらひの事

处寶八年 庚申九月十日

源語秘訣抄

桐壺卷曰 又あはかくて毛ほろんとぬけだれ
やくふがとよよしひぬ例書き又なにば
てほろんとれ

無眼の傷の事 まぢ今除で文すゑとされと
歳タメ以下の人へ親の喪モテありて服假コトハの事
法令ホトキよりてシカヨリて延喜七年二月
保明太子五歳の時タメ眼假コトハのありシテ時タメ
よなびよシテ七歳以下眼假コトハありシテカ

勘申其詞曰

勘申 東宮聞食姨喪雖未成人可有御
服以不 又假令無御服者例行神事不
停止否事

右蒙 上宣傳上件兩事臨時有疑宜勘
申者喪葬令曰姨服一月假寧令曰職事
官遭一月喪給假十日又條曰無服之殤一
月服給假二日者 今案件文七歲以下
服親死日給假法也七歲以下不可着親

服令條無文名例律曰七歲以下雖有死
罪不加刑又讞制律曰可着服人聞喪匿
不舉哀者其徒罪以下也由是案之死罪之
重不可加刑何況徒罪以下無可更論既
無罪者不可御服神祇令曰散齊之內不得
得不喪問病者據檢此之吊喪問病爲穢
然則既無御服行諸神事有何妨哉仍
勘申

延喜七年二月廿八

大判事兼明法博士惟宗朝臣善經
計頭兼明法博士惟宗朝臣善經

又延長四年勘狀曰

勘申七歳以下人遭親喪并件親遭七歳以下人喪之間各行神事以否事

右檢假寧令無服之殯本服三月假三日一月服二日七日服一日註曰生三月至七歲式曰緣無服之殯請假者限日未滿被召參入不得預祭者據此等文除假之外無疑神事又七歲以下之人無可着服之由然則於行神事有何妨哉仍勘申

延長年十一月廿五日明佐博士兼左衛門佐惟宗朝臣
今案醍醐御門の傍代よ七歳ト九人親の喪
よ着服有無の事かくのこととく多度まで
は必ずよびてくんえりもしてひいつきに服假
もううううううううううううううううううう
桐壇いひと延喜の帝よなすすすすすす
けりてとうもほ武の君三歲すす更の夜
もうりて宮けびお持よハ服假あくまよこ
うまとさきわざいとつにとりよよほ承よ給

丁暇暇あらへひまはよふゆりまへ正喜
セ平ノアリナリ原氏ハ君ノ母也喪もあ
ひて退坐ト候マリハ七年ハ未服假乃
有無にまじけまく急時フリモアリ
候ムナホ一年曰セ歲以下の服假カ
キヨシトヨニニ年下の葬の喪ナリ又
母一等の喪ヨリソリテドモ又キヨシ
ナリナリハ神事にてモラシトヨリ良
好代のモタリヒ森美二年塔何院崩
御ノ時鳥羽院ニ崩モト諒闇ノリモア
ナリモア以日易月の儀トモテ鶴絆と着
一絆よからず准據すつよや又一年
曰退喜七年法曹^{カツヂ}ハ勘狀^{カクジョウ}ト職制律^{シツセイリツ}の可
着服人の聞喪匿其不^ス举哀ハ徒罪^{ツクシ}
といフ、職制律の文^{トテラ}トニ固^ス父母若支
喪匿不^ス举哀者徒二年、罔祖父母外祖
父母喪匿不^ス举哀者徒一年、罔祖父
母の喪^トリ^トモ^トテ^ト徒罪^{ツクシ}トイテセ

歳と下雖有死罪不加刑と刀アマツタマツト
ハ三親ミツシキの喪マツリとアマツタマツトとも不可着
服之由ハ無疑モダフリ也マタタクよりして
今セヨをよみマツテセ歲マツ下の人ハムツ此
喪マツリも着眼アマツタマツのアハアマツタマツ鳥羽院アマツタマツ
お歲マツよりて着アマツタマツ錫締チヤクシテ事アマツタマツハ一人シの儀アマツタマツ至アマツタマツの
人ハシタ心喪ハシタの各別アマツタマツアマツタマツ凡庶アマツタマツれ
はもくアマツタマツ源氏君アマツタマツの官アマツタマツと退
出アマツタマツ一アマツタマツ近アマツタマツ七アマツタマツ又アマツタマツアマツタマツと見
仰アマツタマツきアマツタマツ

又アマツタマツ卷曰アマツタマツやうりいアマツタマツナアマツタマツ人アマツタマツ

清慎公記曰康保四年七月廿二日宰相中將
來言雜事次言主上追日本病發給之由
右兵衛佐佐理曰高聲歌給田中井戸或
法用々左衛門替又來曰今日佐殿上
過渡殿放歌御声甚高其歌者子奈良
波アマツタマツ云云近衛官人皆兼御色頗ス不
便明日可有除目々如此之間何被行公

事乎云云往代聞武猛暴惡之主未聞狂亂
之君如此之間外戚不善之輩競成昇進
之座尤衛門督曰藤納言望大納言云云入
夜之後右少將馬先朝臣來曰明日除目

一昨右大將与藤納言議定早之由傳

ノ義云云揚名用白早可被停止之者也

今案吟泉天皇ハ民部卿元方う怨靈云
トテ狂乱云トキ云外戚ノ人
九条云云官位昇進ホリと議定セ云

小野宮殿このとん用白云アリシテ

凡處云シテ云子述懷云ト記云れ行云李

部王記曰天暦四年九月五日一分除目今

一分書生讓件揚名書生云云

政事要畧推宗丸亮撰卷六十七之間人云僕徒

不可着履但諸國揚名據目亦為車馬徒
之日依例僕徒猶可制哉云云

今案揚名乃二字諸國介云サニヨウ

かよ楊名明白と清慎公の所アリ又楊
名據楊名目とも云アリ楊名ハテク名
もさうとソシニ済てたゞ久ハ其官ヨリ
もあらと職掌モテく得令モタキセリ
或抄よ楊名介ハ不給籜符セリトナリ
官籜符セリ程ニシテ國ヘソリ了吏
勢力トヨリふ多シ寛弘二年除目藤原
維光望楊名介申文ニテ常陸權介
モ仕テル近比貞和二年二月除目執
筆後普光_園政自給申文ヨ藤原良清壓楊名
介トアリ丁山城權介モ仕テル愚矣
先年執筆ノ自給ヨ此申文ト歟一常
陸權介モ仕行キ後モ思ヘ候ルハ常
陸ノ國ハ株ト守ニ似ナリ化國ノミヒ
任事トヨリトナリ難モテキナリハ乃
すまつたハモトコトニシテモサシナムア
キシのトテ萬けキモの中ハキモア

同卷目

女房の男のアーニーのアキバア、ヨリテ、
アキバア、西宮曰走婦スルミ唐衣カムイ比札下濃
裳絹指貫エヌ或抑シテ曰御禊行幸之時掌
侍命婦シテミンブ木張袴上着平絹指貫エヌ
馬供奉マフウジン云西宮のアーニーりやハモリ也
ニ御禊行幸の時のアーニー掌侍命婦
女囁ウカル馬ウマのアーニーアキバア、ウカセモ男ヒメ
平絹の差貫シガヌトキモアキバア、モアキモ
ヨリシマハのアーニーアキバア、モアキモ

アキバア、キヨモアキバア、アキバア、モアキモ
モアキモアキバア、モアキモアキバア、馬ウマの
アキバア、御禊行幸の例シタマツトキモアキバア
モアキモアキバア、アキバア、モアキモアキモアキ
モアキモアキバア、アキバア、モアキモアキモアキ

村上天皇康保三年十月七日舞御覽小
野宮右大臣シムラノミヤウチジン實資童ミツシキ而納糸利舞シテシテシテ
タケル、山前よりアキバア、清祖シキゾウと呼モアキモアキ
清慎公シキジンコウ實資公之祖父ミツシキコウノシシタツ、アキバア、ニ海り收て感

まことにて童子舞既てより舞て勅祿

よあらう時祖父若父のかこまきて表

おの後又苓泉院治暦二年童舞御覽時

中納言顯房息

雅實

童子て胡飲酒と舞と

御衣と表り一とく祖父内大臣

公

立て舞

仰りてかく醸酔の代よりのりゆきと

けびの記よまつてどうゆるまにまわづ

せたまくまつうとりつと源氏君の詠

うとくの頃中將の柳花苑舞既て勅祿

まあくうり既て付おどきのりこまわにとく

とくまちおもせぬひさう一既て

後代の例ともなりかへまと康保二年

舞伊覽と小野宮と園白のたらて舞既

つるり延喜のうのうへとむれいそれと

今れ例よへいとほ代のまくまくまく

へとくとくへとくとく康保ノ例と後代

まくまく可いづとく

まひの卷曰大將のうりのほ方多上れやう

とおもふてうなづくよあへばうるる
行幸たゞむれりのわざうるるよのとく
ゑ人のせうけうつてす

まくらしに行幸との序後れ行幸
の内といふや長和五年十月廿三日後一
條院には櫻れ行幸に攝政御臺を供奉
して府生以下十人まとよりゆき
てやうゆきよかよた右れ將監將監
一人けりさわはるひと一貞にモ
まくらのとひそとモレにほく行
幸の時いた右近の官人ひかる本陣を供奉
まくらむれわざれ陣身よやく
アハシヒト核政崩向へ別殿のアハシヒ
蒲の圖よどきて陣外は供奉一び
よみて一貞と具されしとぞとく鷹と
の藏人の將監と一貞は具すアハシヒ
せん例あらず、次今の物うぢる所度
の件後子孫民の大將の一貞と具せき

アハ本陣のものとすとよ其理を
むうもあらうとひもた近處人のせ
つうじまつとソハ先例をれども軍民
の大將とすとゆゑあまかよやくへるがよ
せふこくうすれアトハシム分別どア
アトと難義おもよしりて何海とま

筆とハレタモ行ウ

同卷同 稲のよひくほりとくんニ
一トナムアヘン

李部王記 天暦二年十二月廿日徵子女王入
内仍重取案内供餅不可過今夜之故也郎
有勅答參須更余捧御餅到殿戸付典侍
四種餅盛以銀土器代同箸一双安同器
納螺鈿莒一合有項息所退出郎餅莒
付侍女

小右記 天元元年四月一日左大臣頼忠公
一女入内 遵子十二日子始參上殿下同參
餅四種盛銀盤同盤置同銀箸餅上

心葉

在組

納蒔繪苔

置是

覆蓋令待候殿下

御共殿殿下取付加賀典侍令奏頗有恐
詞未及曉殿殿下退下姫君曉更退下

右餅盛四杯例例三う一ハ四杯と云々

都記 經信云寛治三年正月十九日嫁娶

知足院 殿 盛餅三杯被送螺鈿沃懸地苔銀

杯三口洲濱立銀鶴一双盤上置銀箸一双

右餅三坏例也向海抄所載待賢門院

内入舟記も三坏三一と三坏一具具と

今案此餅肯ハ銀器四坏四盛三一一中

以下四人數四人數とと三三一一三杯三一一中

此物も多物多りハハ四杯四杯三一一中

時より下下の四杯四杯三一一の説と用用てて三三一

一一六六四四枚枚とと三三一一ととハ源氏源氏の君の

むりちつとの如如く何何偽偽ハハ古古よりハ

儀儀とと往往よりありありけけ無無猶猶遷遷とと

ををころよニニ一一ととよ名用名用ハ左傳左傳の十九卷

ををあふれれ絡絡縣縣の老人老人ととよもの人人よ

正月甲子朔四百有四十五甲子矣其季
故今三之一也云云二十六日人ハ七十三日より

物うあり人ハまよハあくシテしまハる

もれこつムよマの日のうすとうそく

てシとキとハ甲子の日ハ六十日よ一

キシくシわルびシまリくシわレ四百

十五度ハ甲子の日よあハてトの最末

甲子の日よあハまテハ三ニう一よあハとハ

ハアハ六十日ハ三ニ一トよハ六六日ナリ

甲子ハ日ナリカよきハ亥未よモアレ

フヨニ一メ向義ハ十二月廿七日ハのとれ

ヒアーハ四百四十五ハ甲子ハ六

十日よまくシわルいシと合てウみよ

きハ日ハう二万六千六百六十日ハシとハ

うシ義ハとシてキてハゆシりシうシ

アシ向ハ亥とりシまシうシうシ

二首六とカナセテ

吾

二万六千六百六十九萬のどうかハ

とくに亥れまたよまれハ亥字の等とい
うけしも亥の子餅はけうて亥れま
等の三う一とよみ詞ともねり又甲子の
うすをねりの子のことをよき周乃せれ
十二月ハ子の月と正月と正月と今れ
十月升八月ハ十二月なり年のみ十
月のリカレハ自然よあひるく十月
一陽生テ一氣下ナキテ万物
ちもり嫁娶の事あひひひた

もも月がくへ

同卷曰 もも月にもも月といふ也

もも月はとよ

いまと月といまと月とキアテモ
文字とよし人ちりもかまわるこゝまわる
もも月はとよ一不諱事とい死をもる
いまといとれ急にとよこゝまわるを祝者
の夜のアタリハアス、又あはよじとよで
餅四杯をも三う一とよみの声とどき

くぬひもも死の字あり惟光^{アサヒ}守
いじきせんの弁もびりてあらそうと
うゑとよつてよもゆつてゆしもん
ほふ本丸を曰くよしゆかみ物のよろわむ
すれ

小山抄曰至于近衛次將帶銳上殿無妨仍
宿侍之時副於宿物持上之李部王記天慶
九年九月十日詔製衣藏人右衛門尉中原
助信宿直衣一云昨夕主上御殿上^一被

見助信所隨身之累中衣紅色頗深仍
所破或曰宿衣私物非全可開看頗涉
苛酷一云

今案よと八升ものぬくらのト宿衣
袋こづくとけくこともソハシモ李部王
記よハ行くことあり囊の字としむる
けみくもトシナリヨリハ殿よと
ソニ二茶院^ハ殿上^ニ宿直^{シテ}金をと
すれよなうと、さんととの手よりぬ

くらむとくらむとハラモカウカウ
ハタマトの井セモトハタマトセ
アリヒトシテアリヒトシテアリヒ
キスヒトシテアリハミモハミモハ
ヨリヒトシテアリヒトシテアリヒ
ハレヒトシテアリヒトシテアリヒ
ハレヒトシテアリヒトシテアリヒ

楊名介 サニニル餅 トキ井セウ

寝シルトニナリ候事トシヒトシヒ

アリハ卷白 サニナリヒトシヒトシヒ

アリハシナリトナリ候事トシヒトシヒ

シテシテシテシテシテシテシテシテシ

シテシテシテシテシテシテシテシテシ

シテシテシテシテシテシテシテシテシ

シテシテシテシテシテシテシテシテシ

シテシテシテシテシテシテシテシテシ

シテシテシテシテシテシテシテシテシ

ソシマササハシはいつくわとくとく次
ノテマクノノトウリノテモテモテモテ
ソシマクナリ作帽無ナリモニルノ
シテお行けくふわとアドガラムと
ナリ行ゆかの法抄よソラアリアキマ
リ有用色をうけ

傳雲々の卷曰わきみのたときむきの傳

舊例男女ともよ着袴ノ時ノ小袖ノき
にノ襪ノとモラカミノ一腰院ノハラシ角ノ

ナリモノメテ小袖ノ着ノカツナリ
ナリモキモ白袴ノのあや文ノあすい
白平絹ノり三幅懸緒ノひくこニスノ帖
之大畧如奇敷ニ云治承四年東官安德

御着袴ノ時着御ノ様存知ノ人ノまきよ
ナリモノナリモアリて用意せんノれども
シサ卷曰ナリモシモとのあくノても

西宮曰東脩饗獻盃事獻盃者二人舟
外相分執盃進居有司曰其方輿下
客何戶毛可也以申獻盃稱唯曰下
階と於所司曰然者戸茅正久ノテ
於へ付給曰獻者称唯飲の擬把放盃之
後立退

今案東脩とソハ学生ハ入學ヒテ時ノ
師ヨ東脩ゼ礼ソムニニシニ脩ハ脯
肉十廷ト一束ノリ唐九束

トキトキ朝北令ヨ其代ヨ布一端ヒ師ヨ
トクモナリ其入學ヒテ時恒下ヨ着座ヒ
人ありて酒食トシシドアリ戸第ヒ
ソハ上戸下戸ヒテモナリシケト
カレ恒下トソアリハナリヒルヨモ
賀共八幡代臨時祭スノリラレキナア
トモモアリトモトモ其日ハ應に
請伴する今おまわにソアリ
字凡河内の姓モモルトソアリモ

よきとふ詞うえとすまも垣下
すすめ一ハ饗食ニ垣下にけまく公卿
饗食トシキトアリトシリヒテ、非常
ヨメハナムモトシムシムシムシムシ
ト謝する宿冠者ハ君のあこむ事
時六陰院にてリシケ時儒生トモト
清して饗食トシケけまく垣下に請伴
ト公卿トシ着せられ一ツト傳生の
事シナリト謝セマリト舊説トシケ

シテアラ證據モシリシカレウカナ
キミシ

もうのを回キ水鳥のくにほつて

毛詩棠棣篇曰鶴鵠在原兄矛急難云云

注曰鶴鵠ハ雌渠ヨウキ也箋云雌渠ハ水鳥而在

原失常處猶兄矛之有急難云云

今案庭子と云い水鳥す原より
くにはと云い豊後守兵部君を兄
オヌテあくと云ヒトニモハ一所とわき

主にさわが門と水鳥れくうにま
つよことへり棠棣れのまつうれ
あきり舊詒もあきり

初子の卷四こゑハカマノサウルスの内
男踏歌おとぎ高巾子の冠かんとて巾子きんしと二日冠
ト白しらきぬきぬとて六位ろく舞人まいじんと
綿めんとて面おもてとけし乍あらけ日ひ
見みるをとてのむむとあらそられ

公卿こうけいの礼記玉藻篇曰縞冠素紱既
祥じやう之冠粟綾五寸情游じようゆう之士也陳氏傳自
此言縞冠素紱而綾之糲者長五寸蓋
以其爲情游失業之士使之服此以耻
之耳云云情游之士とハ失業と尺一しやく一
何なリとモモシニ流連りゅうれんトハりも
ハとくつうりんうりんとモ縞冠じまくわんれどか
とすすす今いまの男踏歌おとぎとソモ正月十
四日京中きょうちゆう遊子ゆうしの明月みづきと葉はト所ところ

推參せよリ情游失業れんと不^トふ
ハのよ高巾子れ冠と着セリレミニ森
よ手秋一カ歳^{アツコ}よりハ男端無^{アシナシ}食
さり後嵯峨院^{カガエイ}院^ノ時^ノよモモヤリ^ル
蝴蝶^{ヒラタ}ノ卷^ス曰^クやすみ不^トわけ^ヒの^ト
ひよ^ト人^{ヒト}びよ^ト人^{ヒト}くね^トう

宋花物語三十六目^{トトコ}立位四位を
ハ^{トトコ}とよけ^{トトコ}まよ^{トトコ}ハ^{トトコ}とよけ^{トトコ}
さうやく^{トトコ}は^{トトコ}まよ^{トトコ}の^{トトコ}うけ^{トトコ}わ

トテ^{トトコ}トトコ

山^{トトコ}尚侍殿^{トトコ}の葬送^{トトコ}の時の^{トトコ}
枕草子云昨日ハ車^{トトコ}にあま^{トトコ}
て^{トトコ}もひ^{トトコ}不^{トトコ}所^{トトコ}す^{トトコ}き^{トトコ}も^{トトコ}
き^{トトコ}も^{トトコ}と^{トトコ}そ^{トトコ}り^{トトコ}て^{トトコ}き^{トトコ}も^{トトコ}
も^{トトコ}く^{トトコ}印^{トトコ}き^{トトコ}て^{トトコ}き^{トトコ}ん^{トトコ}と^{トトコ}
脇院^{トトコ}の垣下^{トトコ}よ^{トトコ}て^{トトコ}ひ^{トトコ}の^{トトコ}よ^{トトコ}お^{トトコ}ふ
ハ^{トトコ}ト^{トトコ}よ^{トトコ}ひ^{トトコ}く^{トトコ}い^{トトコ}く^{トトコ}

トトコ

今案ひひよひへ下諸抄はあは
きあり東市に伏着するといひのようひま
ひひよひやくとくとくありふゆき
とくとくとくとくとくとくとくとくとくと
くれよ角くしま事アシマ一
ひひよ角くしま事アシマ一
在裏葉卷四月けよらあくはまくの右
の花火と花火と花火と花火と花火と
月ハナリてと花火と花火と花火と花火と

今案

今ノ物諸よけよらはとくはとくは
四月七日ヘアシカレヨけよらはとく
ハシナリ磨道ヨ磨道ヨアシマハ推歩
ハ術とく一月ノトクナカトハ四條ヨ
けて朝上望下とくやくかわかまよ
うちの時までとく一日アトヒタキ
うてヒテヒテぬとく三日れば宵夜
とくよるを

あつてはゆく夜とあり證をと引
毛としよだよじてふれと舊說而
くより信用よきにゆけり

後成恩寺奥書

唯傳一子之秘說也堅可禁外見者
以或證本宗之不可曾外見者

明應六年三月十六日

芳根判

移ひの卷曰いづの院
かづの院いづの院のやうりよあくとし河海
い海の桂宮院のあくとくすれむれとうけ
あくとうけとひこゑにてと書もあり
かづの院いづの院のほくらひくら
えの院授おほこくらひくら下此詞すま
鴉餉ともちとアリあわまく河のやうり
あやうけとまくと人く立ひくれど
あり桂河れほくらひくらひまくと秉保

三年京極大閣桂河の遊覧之時於桂院有
孟飲事見經信
ケイシンうつぐの物語うげの夷

曰、ちくくつ何のまわよあふとひ

伏づり

花鳥餘情の別注此外無之十五ヶ條より加
此一ヶ條者十六ヶ條より十七ヶ條之由
兼ノ無所見不審ト

此一通以後妙華寺開白自筆写之
件一通後准后借給之也

永正十七曆十一月五日　九幕下判

高辻通鳳金町永原屋書肆中村孫兵衛梓

